

CDPA 1988 第52条の廃止に反対する

(2013年11月27日提出)

弁理士 牛 木 理 一

私は、日本において長年、弁理士をしている者ですが、同時に **Industrial designs** の法的保護についての研究をしている者であり、この分野についてわが国では多くの論文と著書を発表しています。特に、商品化権問題の歴史については、**the House of Lords** による1941年の“**Popeye The Sailor**”事件の判決以来、特に関心を持って英国の動きに注目して来ました。この事件では、被告が英国で販売した **Popeye** の人形やブローチは、**made in Japan** であることに特に注目したのです。

貴族院の判決は、被告が勝訴した控訴審の判決をくつがえして、そのようなインダストリアルデザインにも著作権の効力は及ぶと判断したのです。これが英国の産業界や法曹界に衝撃を与え、反対論争が起こったことを私はよく承知しています。

そして、この1941年の貴族院判決があった後、**Copyright Act, 1956** の第10条が成立しましたが、その後は **Design Copyright Act, 1968** を経て、**CDPA 1988** の第52条が成立したのです。

したがって、第52条の規定は、このような英国の複雑な歴史の上に成立しているのであり、そのような経緯から、物品にデザイン化した美術の著作物の著作権の保護期間は、登録デザイン権のそれと同じ25年間となったのです。

ところが、この規定を廃止すると聞いて私は驚き、1941年の貴族院判決が引用した100年前の1911年著作権法の第22条の時代に戻るのかと思ったのです。したがって、**CDPA 1988** の第52条の規定を廃止することを私は反対します。

その廃止の理由として、もし英国は著作権法に関する **EU Directive** を批准しなければならない立場にあるとすれば、英国は自国の著作権法の前記規定を **the Directive** に合致させなければならない義務のあることがあげられま

しょう。著作権法に関する The Directive が成立したことについて、私はまだ聞いていませんが。

しかしながら、英国の立場としては、英国法の立法趣旨を the Directive に反映させる主張を繰返し続けるべきではありませんか。けだし、英国においては、他国には見られないこの問題に対する長い実務経験と議論の歴史が存在しているのであり、その成果の正しい結論として C D P A 1 9 8 8 の第 5 2 条の規定が誕生したからです。

Artistic works（美術的作品）としての複製については通常の著作権の効力が及ぶものとして認められます。しかし、これを applied to articles or products をすることは、正に産業的に利用して量産することになるのですから、それは登録デザイン法の分野の問題であるべきです。

オーバーラップによる法的保護は、デザイン法の存在意義を喪失させる結果となるから、一般的な著作権法による保護を、applied to articles に及ぼすべきではありません。

したがって、著作権法の本質と登録デザイン法の存在意義とを考慮して、私は C D P A 1 9 8 8 の第 5 2 条の廃止に断固として反対します。

私は、50 年以上前からわが国において意匠法と著作権法との関係について研究しており、その際に参考となった著書が、A. D. Russell-Clarke の COPYRIGHT IN INDUSTRIAL DESIGNS です。

その中の問題として、特に商品化権の法的保護のあり方を研究しています。そして、わが国においては、マンガやアニメなどに登場するキャラクターを商品に利用した場合の法的保護のあり方を研究しており、立法論としては、C D P A 1 9 8 8 の第 5 2 条をモデルにすべきであることを私は強調しています。

また、私は 2012 年 1 月に「商品化権法への道—著作権法適用の限界—」という論文を公表し、特別法の制定を促しています。

私は個人的には、Professor W. Cornish や Barrister の Ms. C. Fellner を以前からよく知っていますが、今回この問題について意見の交換はしていません。